

滋賀県公安委員会定例会議会議録等

第1 日時

令和4年10月6日（木）午後1時30分～午後3時45分

第2 出席者

1 公安委員会

高橋委員長、北村委員、大塚委員

2 県警察

鶴代本部長、森脇警務部長、長生活安全部長、野崎刑事部長、寺堀交通部長、野村警備部長、竹谷首席監察官、領家学校長、溝口情報通信部長

第3 議事の概要

1 協議事項

警察職員等の援助要求について

野村警備部長から、警察職員等の援助要求について説明があり、協議の上、原案のとおり決裁した。その際、各委員から「遠隔地で、長期間にわたる、警衛警備であり、健康には十分留意し、重責をしっかりと全う願いたい。」旨の発言があった。

2 報告事項

(1) 令和4年度第1回「ワークエンゲイジメント」調査の実施結果について

森脇警務部長から、令和4年度第1回「ワークエンゲイジメント」調査の実施結果について報告があった。その際、北村委員から「職場の一体感などの数値が上昇しているが、継続して高い数値が維持できるように職場全体で対策を講じていただきたい。」、大塚委員から「これまでの分析を基に調査自体の課題にも踏み込んで対策を講じておられることは、素晴らしいことである。今後も、検証を重ね、改善すべき点は改善し、より精度の高い調査となるようにしていただきたい。」、高橋委員長から「分析されている職員のスキルが十分に取り入れられた調査項目となっている。今後、更に良い調査とするための検討を重ねられることを期待したい。」旨の発言があった。

(2) 株式会社滋賀レイクスターズと滋賀県警察との包括連携協定の締結について

森脇警務部長から、株式会社滋賀レイクスターズと滋賀県警察との包括連携協定の締結について報告があった。その際、北村委員、大塚委員から「地元に着したプロスポーツチームとの連携は、非常に良い取組である。協定に基づき、幅広い連携をお願いする。」旨の発言があった。

(3) 警察法第56条第3項に基づく報告について

竹谷首席監察官から、警察法第56条第3項に基づく報告があった。その際、北村委員、大塚委員から「引き続き、非違事案が無いよう、しっかり対策を講じていただきたい。」、高橋委員長から「非違事案は、ストレスが起因して起こることもあるので、メンタルヘルス対策との両輪での対策を講じていただきたい。」旨の発言があった。

(4) 令和4年度近畿府県合同防災訓練の参加について

野村警備部長から、令和4年度近畿府県合同防災訓練の参加について報告があった。その際、北村委員、大塚委員から「昨今、想定を超える災害が発生しているが、こうした災害に対応するためには、日頃の地道で継続的な訓練が必要であるので、本番を見据えた訓練としていただきたい。また、滋賀県は、豪雪による災害も懸念されるので、豪雪による災害対策にも対応できるよう訓練をしていただきたい。」、高橋委員長から「有事の際は、一機関だけではできない。

各機関による合同の訓練は、非常に有意義であるので、今後も積極的に各機関合同による訓練を重ね、非常時に連携して対応できるようにしておいていただきたい。」旨の発言があった。

3 その他

高橋委員長から「10月12日をもって公安委員会委員長の任期が満了することから、次期委員長について委員による互選を行った結果、北村委員が委員長に就任することになった。」旨の発言があった。

第4 個別報告・決裁関係

1 報告事項

なし

2 決裁関係

(1) 運転免許行政処分について

警察から、運転免許取消対象事案等について、事案の内容及び意見聴取並びに聴聞の結果の報告を受け、協議の結果、9件について行政処分を決定した。

(2) 公安委員会に対する苦情の申出の受理について

警察から、公安委員会に対する苦情の申出の受理について報告があり、これを了承した。

(3) 新規交通規制について

警察から、新規交通規制について説明があり、協議の結果、原案のとおり、決裁した。

(4) 警察職員等の援助要求について

警察から、警察職員等の援助要求について報告があり、これを了承した。

このページについてのお問い合わせ
滋賀県警察本部警務部総務課公安委員会補佐室
電話：077-522-1231